

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則（16 経教細則第15号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考
<p>国立大学法人東京農工大学安全衛生委員会細則 平成16年4月7日 16 経教 細則第15号</p> <p>第1条 省略 (調査審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するとともに、学長に対して必要な意見を述べるものとする。</p> <p>一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>二 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。</p> <p>三 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。</p> <p>四 安全衛生に関する規定の作成に関すること。</p> <p>五 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。</p> <p>六 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。</p> <p>七 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。</p> <p>八 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。</p> <p>九 快適な職場環境の形成に関すること。</p> <p>十 その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。</p> <p>第3条～第7条 省略 附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり) (調査審議事項)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議するとともに、学長に対して必要な意見を述べるものとする。</p> <p>一 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。</p> <p>二 職員の健康保持増進を図るための基本となるべき対策及び実施計画の作成に関すること。</p> <p>三 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。</p> <p>四 安全衛生に関する規定の作成に関すること。</p> <p><u>五 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置で安全、衛生に係るものに関すること。</u></p> <p><u>六 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。</u></p> <p>七 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。</p> <p>八 作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関すること。</p> <p>九 健康診断の結果及びその結果に対する対策の樹立に関すること。</p> <p><u>十 長時間にわたる労働による従業員の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること。</u></p> <p><u>十一 職員の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関すること。</u></p> <p>十二 新規に導入する機械、器具その他の設備又は原材料に係る危険及び健康障害の防止に関すること。</p> <p>十三 快適な職場環境の形成に関すること。</p> <p>十四 その他安全衛生に必要と認められる重要な事項に関すること。</p> <p>第3条～第7条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>	

附 則 (19 細則第7号)

この細則は、平成19年11月1日から施行する。